

「厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令（案）」に関する御意見の募集について

平成25年4月25日  
厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課

この度、「厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令（案）」について、下記のとおり、広く国民の皆様御意見を募集いたします。

## 記

### 1. 意見の提出方法

御意見をまとめ、件名を「BSE特措法施行規則の改正案に関する意見」として、以下のいずれかの方法で提出してください。

- 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合  
「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。
- 郵送の場合  
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2  
厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課宛  
\* 封筒に「BSE特措法施行規則の改正案に関する意見」と朱書きしてください。
- FAXの場合  
FAX：03-3503-7964  
厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課宛  
\* 表題に「BSE特措法施行規則の改正案に関する意見」と明記してください。

### 2. 意見・情報の提出上の注意

提出される御意見・情報は日本語に限ります。また、個人は住所・氏名・性別・年齢・職業を、法人は法人名・所在地を記載してください。これらは、氏名、住所及び連絡先を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。

なお、御意見等に対して個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

3. 意見・情報提出の締切日

平成25年5月24日（金）（必着）

# 「厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令（案）」の概要

平成25年4月  
食 品 安 全 部  
監 視 安 全 課

## 1 制度の概要

現状、国内の牛海綿状脳症（BSE）対策の一環として、と畜場法（昭和28年法律第114号）及び牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）に基づき、と畜場でとさつ解体される牛のBSE検査を行っている。その検査対象月齢は、厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年厚生労働省令第89号）第1条において30か月齢超と規定されている。

## 2 改正の概要

食品安全委員会の食品健康影響評価案が示されたことを踏まえ、BSE検査の対象月齢を現行の30か月齢超から48か月齢超に引き上げる。

## 3 施行期日

平成25年7月1日（予定）